

意見書第 部「河川整備の方針について」(案) 031019 版への意見

(2003/10/23 17:30 現在)

意見	委員名 (敬称略)
全般について	
「改正」「改訂」(文言修正)	倉田
はじめに	
p. -1 すなわち、河川整備の基本理念として、それまでの「水害防止(治水)および水資源利用の確保(利水)」という二つの基本方針に加え、河川環境の整備と <u>生物多様性の保全</u> がされるよう、新たに「河川環境の状況の考慮(環境)」という要素が追加された。(下線部挿入)	倉田
p. -2 第3は、委員会自らが、その審議過程において出来るかぎり住民及び利害関係人者からの意見聴取を実践するとともに、現地視察・調査を行うことにより、広く住民等の意見および現場から学ぶという姿勢を委員全員が持つことを目指したことである。(文言修正)	倉田
p. -3 これは流域委員会が実践してきた新しい形のもとでの検討・審議がもたらした成果といえるものであり、この意味において、淀川水系流域委員会は、今後の30年間を見据えた新しい河川整備のあり方とその具体化の構築を目指すという任務を一定果たし得たと <u>いえ考える</u> 。(文言修正)	倉田
1 計画策定・実施	
p. -4 琵琶湖は直接、国が管理するものではないが、例えば、琵琶湖の水位の操作のあり方は、下流の地域の治水、利水のあり方に大きな影響を与え、琵琶湖の環境保全は水系の生態系のあり方を左右するばかりでなく、その水を飲料水とする <u>滋賀、大阪、京都などの多くの人々の安全の前提となるものとも言うべきものである</u> 。(文言修正)	倉田
p. -4 「基礎原案」に対する流域委員会の以下の意見書は、提言と同様に常に琵琶湖を含めた流域全体を想定したものであり、新しい川づくりのメッセージを流域全体に発信し、すべての関係者とともに実現していくことを目指した <u>すものである</u> 。(文言修正)	倉田

意見	委員名 (敬称略)
(1) 対象範囲・対象期間	
(2) 情報の共有、住民との連携・協働、関係団体との連携	
<p>p. -5</p> <p>「提言」およびそれを受けた「基礎原案」には、これからの計画実施をめぐって河川管理者の権限を越える内容も含まれている。それは、これまでのように河川の内側のみを対象とする河川整備を続けていたのでは、環境、治水、利用水等いずれをとっても本来の大きな目標を達成することができないという認識を背景としている。(文言修正)</p>	倉田
<p>p. -7</p> <p>また、事業中のダムについては、生物の生息・生育環境の保全・再生や生態系機能の回復をめぐる対症療法的なプラスの効果を探しているものの、ダムが引き起こす長期的な非可逆的影響への考察が欠けており、<u>徹底した精査・検討</u>が必要である。(文言修正)</p>	倉田
(3) 計画の実施	
2 環境	
(1) 基本的な考え方	
(2) 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み	
(3) 河川の総合管理に向けた河川環境の統合的管理システムの構築	
(4) さらに検討すべき主な事項	
<p>p. -7</p> <p>また計画の初期の段階から 30 年後の流域全体への<u>明確な展望</u>をもって取り組む必要がある。</p> <p>なお、河川や湖の生物多様性、生態系機能、生物再生産をこれ以上低下減退させないためには、河川管理者のみならず流域の関係機関や住民が、さらには淀川水系全域が保全地域であると認識するよう、河川レンジャー(仮称)等の仕組みを通して流域住民に周知徹底する必要がある。(文言修正)</p>	倉田
3 治水	
(1) 基本的な考え方	
(2) 破堤による被害の回避・軽減	
(3) 浸水被害の軽減・解消	
1) 狭窄部上流の浸水被害の解消	
<p>p. -7</p> <p>「基礎原案」でも「狭窄部は当面開削しない」としており、現実に即した方向に転換した意義は大きい。なお、狭窄部上流の浸水被害対策として、桂川では</p>	倉田

意見	委員名 (敬称略)
日吉ダムの治水機能の強化による検討、 木津川では遊水地池の継続実施と事業中の川上ダムによる検討、(文言修正)	
2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	
(4) その他重要事項	
一連区間整備の完成等	
土砂対策	
高潮・津波	
地震	
4 利水	
(1) 基本的な考え方	
p. -12 これまでの利水では、利水者・自治体等による水需要予測を積み重ね、河川流量等の不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により確保してきた。しかし、河川水は有限であり、環境面からも取水量に制限があるうえ、ダムや堰等は環境を悪化させるため、際限なく <u>これまでの方式による水資源を開発</u> をすることはできない。(文言修正)	倉田
(2) 水需要の抑制	
(3) 渇水への対応	
p. -13 「渇水調整方法」を現状の「実績取水量に応じた取水制限」から「安定供給努力(投資)に応じた取水制限」にすることは、投資力のある利水者が有利になる「弱者切捨て」につながる恐れがあるため、水の融通性を高め、水需要抑制の努力すなわち節水対策が反映されるような渇水調整方式を <u>真剣</u> に検討するべきである。(文言挿入)	倉田
(4) 水需要の予測	
p. -13 水需要予測は水需要管理でも出発点となるものであり、水需要抑制、節水行為を含めて、より精度の高い水需要予測に向けた努力を関係者のすべてに <u>強く</u> 要望したい。(文言挿入)	倉田
5 利用	
(1) 基本的な考え方	
(2) 河川整備の方針等について	
水面利用	
河川敷利用	

意見	委員名 (敬称略)
迷惑行為	
(3) 舟運	
(4) 漁業	
<p>p. -15 下から4行</p> <p>とくに、琵琶湖における漁業者は、伝統的知恵に準拠しながら琵琶湖の湖内の状況を日常的にモニタリングしている存在であることに鑑み、また、適切な漁業そのものは琵琶湖生態系の保全に寄与するものであるから、その振興対策を広く検討することが特に重要である。漁業は良好な河川・湖沼の環境と密接な関係がある。漁業者は日常的に河川環境をモニタリングしている存在であり、適切な漁業は、琵琶湖淀川水系の生態系保全に寄与するものであり、なかでも、琵琶湖は特に重要な存在であることを考慮して、漁業振興についても配慮するべきである。また、河川管理者は、河川環境改善を判断する一つの要素として、漁業に関する各種のデータを把握するべきである。(文言修正)</p> <p>(説明)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 漁業が河川環境をモニタリングしている存在であることは、全くそのとおりであるが、ただこのことは琵琶湖に限ったことではないので、一般的な表現とした。</li> <li>2. 琵琶湖が重要な存在であることを入れた。</li> <li>3. 河川管理者が漁業関係のデータにも注意を払うべきということを入れた。</li> </ol>	柁屋
6 維持管理	
(1) 河川管理施設の機能保持	
(2) 許可工作物(橋梁・樋門・魚道)	
(3) 河川区域の管理	
7 ダム	
<p>p. -17</p> <p>ダム建設を理由として河川改修等がなおざりにされるなど種々の問題があるため、速やかにダム事業の「調査検討」の結論を出すことが重要必要である。(文言修正)</p>	倉田
8 関連施設	
9 住民参加	
おわりに	